

安田町競争入札心得

令和8年4月14日
規程第4号

(趣旨)

第1条 安田町発注の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）のうち電磁的記録を用いた競争入札以外のものの取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び安田町財務規則（令和6年規則第2号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札において、入札参加資格があるとの通知を受けた者
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けた者

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に、規則第93条（規則第113条において準用する場合を含む。）の規定により入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第94条（規則第113条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合はこの限りではない。

(入札の基本的事項)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を差し引いた額を、町長が指定する入札書に記載して入札しなければならない。

- 2 入札の金額は、千円未満の端数を付すことができない。千円未満の端数を付したものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
- 3 入札書の記載事項のうち、金額は訂正することができない。
- 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
- 5 第6条第6項に規定する郵便等による入札にあつては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。
- 6 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。
- 7 次の場合には、入札を行わない。
 - (1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき
 - (2) 指名競争入札において、入札者が1者になったとき

(公正な入札の確保)

第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札方法等)

第6条 入札者は、仕様書、設計書、図面その他入札ごとに定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。ただし、第6項に規定する郵送等により入札を行う場合は、この限りでない。
- 3 代理人が入札するときは、委任状（押印の省略不可）を入札執行者に提出してその確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
- 4 入札者は、入札執行者の指定する場所で待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者又は入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退した者として取り扱う。
- 5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。これらに関する入札執行者の指示に従わないときは、入札書投かん後であっても、入札の辞退があったものとして取り扱う。
- 6 入札公告等において認める場合には、次の方法により郵便等により入札を行うことができる。
 - (1) 入札書及び内訳書（第7条第1項に定めるものをいう。）は、入札件名（工事（業務）名及び工事（業務）番号等）、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称等）を記載した封筒に入れ、封印する。
 - (2) 前号の封筒を更に別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により入札期日の前日までに必着するように郵送する。

(内訳書)

第7条 建設工事に係る競争入札において、入札者は、入札金額に係る積算を明らかにした内訳書を、入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

- 2 内訳書は、入札会場で作成することは認めず、その作成権限を代理人に委任することはできない。
- 3 内訳書は、町長が指定する様式（別記様式第1号）とする。ただし、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくてもよいものとする。
- 4 第17条に規定する再度入札により決定した落札者は、契約締結までの間に、内訳書を入札執行者に提出しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

第9条 入札者は、入札書の投かんに至るまでは、いつでも辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行者に直接持参し、又は郵送する（いずれの場合も、入札日の前日までに到達しなければならないものとする。）。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印(代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印)を欠く入札書
- (2) 誤字や脱字等によりその意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書
- (4) 予定価格事後公表の入札において、予定価格を上回る価格の入札をした入札書
- (5) 第7条第1項に規定する内訳書を提出しないとき又は提出された内訳書に記載事項の不足や不備（必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致しないなど）があると判断されるとき（軽微な不足や不備は除く。）
- (6) その他、入札の諸条件に違反して無効と認められる入札書

(失格の入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき
 - (2) 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき
 - (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をしたとき
 - (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をしたとき
 - (5) 所定の入札箱に投かんしなかったとき
 - (6) 予定価格事前公表の入札において、予定価格を上回る入札書記載金額の入札をしたとき
 - (7) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をしたとき
 - (8) 明らかに談合によると認められる入札をしたとき
 - (9) その他、入札の諸条件に違反して失格と認められる入札をしたとき
- 2 前項第6号に該当する入札を行った入札者で、事前公表されているにもかかわらずその価格で入札を行った理由書の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

(落札者の決定方法)

第12条 次条に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下、「最低の価格」とは、安田町にとって有利な価格をいう。）をもって入札した者を落札者とする。

(最低制限価格を設けた場合の落札者の決定方法)

第13条 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(落札宣言)

第14条 第12条又は第13条において落札となる入札があったときは、入札書記載金額に消費税相当額を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して、落札を決定する。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第15条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。このとき、入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。

(入札の保留)

第16条 予定価格調書に瑕疵があるとき、又はやむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

2 前項により入札の保留を行ったときは、速やかにその対応を決定し、全ての入札参加者に通知しなければならない。

(再度入札)

第17条 開札の結果、落札となるべき入札がないときは、前条の規定による場合を除き直ちに再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となったときは再度入札を行わない。

2 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

3 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思表示があったものとみなす。

4 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者

5 第1項の規定により再度入札を行っても落札者が得られないとき（指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となり、再度入札を行わないときを含む。）は、失格となった者を除き最低の価格の入札者から順次に随意契約の見積合わせを行うことができる。

6 前項の随意契約における予定価格調書は、初度入札の予定価格調書によらなければならない。

(更改入札等)

第18条 入札不調（第4条第7項の規定により入札が行われなかった場合（以下この条において「入札不成立」という。）及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。）の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことによる同一工事（業務等）に係る入札（以下「更改入札」という。）を行う。

（1） 一般競争入札 入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行う。

（2） 指名競争入札 新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。

2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の見積合わせを行う。

（1） 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者

（2） 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて、失格となった者を除き最低の価格の入札者

3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

(契約書の提出等)

第19条 落札者は、落札決定の日から14日以内（閉庁日を含まない。）に、契約書の案に記名押印し、その他必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が別途その期日について定めた場合はこの限りではない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したのものとして、政令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。

3 前項の随意契約の見積合わせは、第12条又は第13条の規定により、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。

4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。

(現場代理人・技術者届等)

第20条 建設工事において落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届等を提出しなければならない。

2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和24年法律第100号）に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札においては、前項の届出でその入札の参加申請時に届け出た配置予定技術者を理由なく変更したときも同様とする。

3 前項において落札決定を取り消す場合の取扱いについては、前条第4項の規定を準用する。

4 前項の規定は、委託業務等において技術者等の届出が必要な場合（町長が指示する場合を含む。）に準用する。

（契約の保証金）

第21条 落札者は、契約の締結に際し、規則第123条により、契約の保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第124条の規定により免除された場合又は規則第125条の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約の保証金の免除又は契約の保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに町長が指示する書類等を提出しなければならない。

（議会議決案件の契約の確定）

第22条 安田町議会の議決が必要な契約においては落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により安田町議会の議決を経た後に町長が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

（異議の申立て）

第23条 入札者は、入札後にこの心得、仕様書、設計書、図面その他入札ごとにあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（入札記録）

第24条 入札結果は、町長が指定する様式（別記様式第2号）にとりまとめて公表する。

付 則

（施行期日）

1 この規程は令和8年4月14日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

（指名競争入札心得の廃止）

2 「指名競争入札心得」（平成13年要領第7号）は廃止する。

別記様式第2号 (第24条関係)

工 事 発 註 委 託 等 業 務 物 品 購 入 契 約 状 況 調 書

件 名						場 所		
発 註 方 法		一般競争入札 指名競争入札 指 名 見 積 特定随意契約						
業 者 選 定	選定方法	工事請負発註検討会で決定 担当課等部の協議で決定						
	年 月 日							
	業 者 名	①					⑦	
		②					⑧	
		③					⑨	
		④					⑩	
		⑤					⑪	
⑥						⑫		
契 約 締 結	業 者 名	1 回	2 回	3 回	郵送又は 持参見積	結 果		
	①	円	円	円				
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	⑥							
	⑦							
	⑧							
	⑨							
	⑩							
契 約 締 結	年 月 日	業 者 名	契約金額	工期又は納期	予定価格	最低制限価格		
	保 証	入 札 保 証 金			契 約 保 証 金			
会 計 年 度	事 業 等 名			予 算 科 目				
()				款 項 目				
担 当 課 等 名	特 記 事 項							

(1件100千円以上の件名につき計上する)